

平成29年度第2回福岡市障がい福祉サービス事業者等  
説明会資料（施設系サービス）  
～平成30年度報酬改定等について～

【対象事業】

○障がい者福祉サービス（施設系）事業

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、  
就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

○障がい者支援施設

平成30年3月19日・20日

福岡市保健福祉局障がい者部

障がい者施設支援課施設支援係

目次

I 障がい福祉サービスの報酬改定について

II 報酬改定の内容について

1 障がい福祉サービス共通

（療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、  
就労継続支援A型、就労継続支援B型）

2 共生型サービス

3 就労定着支援

4 生活介護

5 施設入所支援

6 共同生活援助

7 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

8 就労系サービスにおける共通事項

9 就労移行支援

10 就労継続支援A型

11 就労継続支援B型

第1 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	4
1 障がい福祉サービス共通	
(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し	4
(2) 各種減算の見直し	4
(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い	6
(4) 送迎加算の見直し	6
(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の 受入れの促進	7
(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し	7
(7) 身体拘束等の適正化	8
(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し	8
(9) 地域区分の見直し	8
(10) 公立減算の取扱い	8
2 共生型サービス	9
3 就労定着支援	11
4 生活介護	15
5 施設入所支援	17
6 共同生活援助	18
7 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
8 就労系サービスにおける共通的事項（就労移行支援及び就労継続 支援）	24
9 就労移行支援	26
10 就労継続支援A型	28
11 就労継続支援B型	30

## I 障がい福祉サービスの報酬改定について

平成30年度は、障がい福祉サービス報酬の3年に1度の見直し時期であり、基本報酬及び各種加算など、報酬改定が予定されている。

### (1) 改定の基本的考え

平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定は、国が障がい福祉サービス等報酬改定検討チームを組織し、関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討が積み重ねられ、

- ・障がい者の重度化・高齢化を踏まえた、障がい者の地域移行・地域生活の支援等
- ・障がい児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
- ・精神障がい者の地域移行の推進
- ・就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- ・障がい福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

の5つの基本的考え方の下で、改定内容がまとめられた。

※今回の説明会は、平成30年2月5日に障がい福祉サービス等報酬改定検討チームにより取りまとめられた「平成30年度障がい福祉サービス等報酬改定の概要」をもとにするものであるため、今後の報酬関係告示及び関係通知等に留意のこと。

### (2) 事業所指定申請等

事業所指定申請及び加算の届出については、平成30年4月27日(必着)までに申請が行われた場合は、平成30年4月1日に遡り指定を行う。指定申請及び加算届出様式等については、報酬告示及び関係通知発出後、市ホームページに掲示する。

## Ⅱ 報酬改定の内容について

### 第1 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

#### 1. 障がい福祉サービス共通

##### (1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

○精神障がい者に対してより高度で専門的な支援を行うために、「公認心理師」を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

#### 《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

※療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

##### [現 行]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日

※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日

※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

##### [見直し後]

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日

※生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日

※生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

[注] 就労移行支援については、「公認心理師」に加えて「作業療法士」についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

##### (2) 各種減算の見直し

○障がい福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。

○具体的には、以下のとおりとする。

- ・サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
- ・サービス管理責任者欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
- ・個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

## 《各種減算の見直し》

### ○サービス提供職員欠如減算

#### [現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

#### [見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

□ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

### ○サービス管理責任者欠如減算

#### [現 行]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

#### [見直し後]

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

□ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

### ○個別支援計画未作成減算

#### [現 行]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。

#### [見直し後]

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

□ 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

### (3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

○平成 29 年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

### (4) 送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援 A 型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

#### 《送迎加算の見直し》

##### [現 行]

※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 27 単位/回

※ 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用し、かつ、週 3 回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 100 分の 50 以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 13 単位/回

※ 1 回の送迎につき平均 10 人以上が利用している（利用定員が 20 人未満の事業所にあつては、平均的に定員の 100 分の 50 以上が利用していること）又は週 3 回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分 5 若しくは障がい支援区分 6 又はこれに準ずる者

（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が 100 分の 60 以上いる場合は、更に 14 単位/回を加算する（生活介護のみ）。

**【見直し後】** ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援  
イ 送迎加算（Ⅰ） 21 単位／回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に  
加算。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上  
が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 10 単位／回

※1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつ  
ては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実  
施している場合に加算する。

※障がい支援区分5若しくは障がい支援区分6又はこれに準ずる者  
（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上  
いる場合は、更に28 単位／回を加算する（生活介護のみ）。

※同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

## （5）訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進【要 届出】

○医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という）。の社会復  
帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）  
事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士  
等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設  
する。

## 社会生活支援特別加算【新設】

480 単位／日

### 《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④精神保健福祉士等の資格を証する書類の写し
- ⑤管理者・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）

## （6）福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

○福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事  
業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の  
取得率や報酬体系の簡素化の観点等を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措  
置期間を設けることとする。

○その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位  
の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。

[注]平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

## （7）身体拘束等の適正化

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

### 身体拘束廃止未実施減算【新設】

5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助

## （8）経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

○各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

## （9）地域区分の見直し

○障がい者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当 に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。

※平成30年度の変更点 【福岡市：4級地→5級地】

→「地域区分の見直しについて」（別紙2）P.144 参照

## （10）公立減算の取扱い

○公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。



## 2. 共生型サービス

共生サービスとは、「介護保険」か「障がい福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的に創設される。例えば、介護保険の「訪問介護」は、障がい福祉サービスの「居宅介護」や「重度訪問介護」の指定を受けやすくなる。

### (1) 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス

### (2) 指定基準

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障がい福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

### (3) 基本報酬・加算

- 障がい福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。

- ① 本来の障がい福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。
- ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

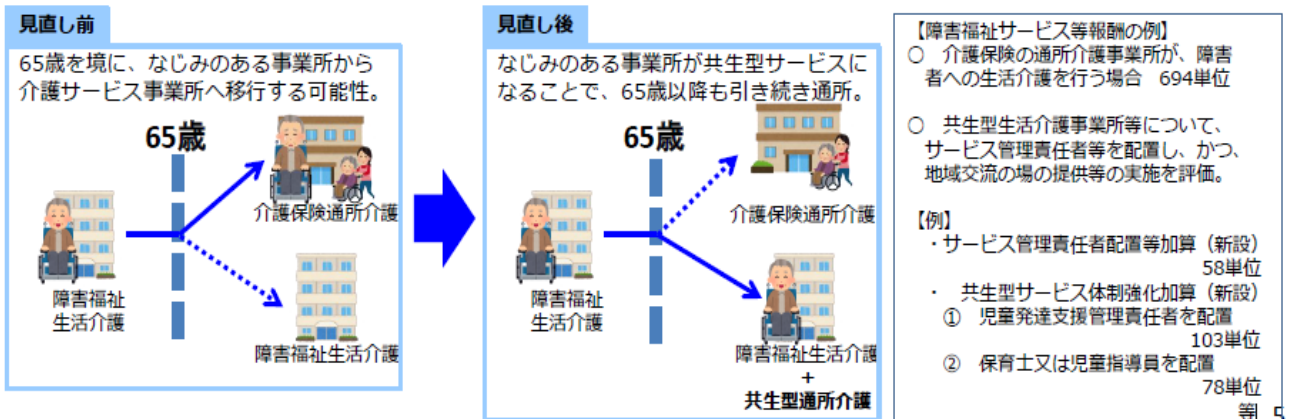
## 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

### ○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



### ○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



（※参考 平成30年2月5日付厚生労働省資料より抜粋）

○なお、各種加算は、指定障がい福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。

○その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

《サービス管理責任者配置等加算【新設】》

58 単位

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合・・・  
・・・1日につき15単位を加算

ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合・・・  
・・・1日につき10単位を加算

### 3. 就労定着支援 ※新設サービス

#### ①基本的な考え方

- ・就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを評価する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

#### ②サービスの対象者

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者を対象とする。

#### ③職員配置

- ・以下の職員を配置する。
  - 一 就労定着支援員  
常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上（資格要件は定めない。）
  - 二 サービス管理責任者  
次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上
    - イ 利用者の数が60以下1以上
    - ロ 利用者の数が61以上1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

#### ④基本報酬・加算の設定

##### ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価

- ・利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数（雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数）の割合）に応じた基本報酬とする。また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

## 《就労定着支援サービス費の設定》

### イ 利用者数 20 人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	3,200 単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,640 単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,120 単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,600 単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,360 単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	1,200 単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	1,040 単位/月

### ロ 利用者数 21 人以上 40 人以下

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,560 単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,112 単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,696 単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,280 単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,088 単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	960 単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	832 単位/月

### ハ 利用者数 41 人以上

(1) 就労定着率が9割以上の場合	2,400 単位/月
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	1,980 単位/月
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,590 単位/月
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,200 単位/月
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,020 単位/月
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	900 単位/月
(7) 就労定着率が1割未満の場合	780 単位/月

## イ 利用期間終了後の就労定着実績に応じた評価

- ・就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

## 《就労定着実績体制加算【新設】》

300 単位/月

## ウ 就労定着を促進するための評価

- ・障がい者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

《職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算【新設】》

120 単位/月

## エ 中山間地域等に居住する利用者を支援した場合の評価

- ・中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》

240 単位/月

## オ アセスメントを要する利用者を受け入れた場合の評価

- ・就労定着支援については、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等以外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障がい者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※初期加算を取得するため、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

《初期加算【新設】》

900 単位/月（1回限りの算定）

## カ 支援開始1年以内の利用者に対する評価

- ・支援開始1年目は障がい者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、就職先企業、医療機関等の関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する加算を創設する。

《企業連携等調整特別加算【新設】》

240 単位/月

## キ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》

150 単位/回（月1回を限度）

## ⑤ 自立生活援助、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給

- 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。また、就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

※サービス内容が異なる他の障がい福祉サービス等との併給は妨げない。

## 「就労定着支援」の報酬の設定

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

### 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

### 支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
  - ※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

### 関係機関

就労移行支援事業所  
就労継続支援事業所（A、B）  
生活介護  
自立訓練

- 障害者就業・生活支援センター
- 医療機関
- 社会福祉協議会 等

就労に伴い生じている生活面の課題  
⇒生活リズム、体調の管理、給料の浪費等

- 遅刻や欠勤の増加
- 身だしなみの乱れ
- 薬の飲み忘れ

働く障害者

企業等

一般就労へ移行

③必要な支援

①相談による課題把握

②連絡調整

②連絡調整

就労定着支援事業所

### 基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。  
就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※  
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

11

（※参考 平成30年2月5日付厚生労働省資料より抜粋）

## ※事業所指定申請等

事業所指定申請及び加算の届出については、平成30年4月27日までに申請が行われた場合は、平成30年4月1日に遡り指定を行う。指定申請及び加算届出様式等については、報酬告示及び関係通知発出後、市ホームページに掲載する。

## 4. 生活介護

### ①常勤看護職員等配置加算の拡充【要届出】

- ・医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、判定スコア（別表）の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する。

#### 《常勤看護職員等配置加算の拡充》

##### [現 行]

##### 常勤看護職員等配置加算

※看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

##### [見直し後]

##### イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	28単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位/日
(5) 利用定員が81人以上	6単位/日

##### ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日

#### 《届出書類》

- ① 変更届出書（様式第7号）
- ② 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④ 看護職員配置加算に係る届出書（別添19）
- ⑤ 看護師等の資格を証する書類の写し
- ⑥ 管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）

## ②開所時間減算の見直し

- ・ 極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
- ・ また、利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない。）の利用者の割合が、利用者全体の50%以上の場合について基本報酬を減算する（短時間利用減算の創設）。なお、送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

### 《開所時間減算の見直し》

#### [現 行]

##### 開所時間減算

※運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が6時間未満の場合

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 開所時間4時間未満      | 所定単位数の <u>70%</u> を算定 |
| (2) 開所時間4時間以上6時間未満 | 所定単位数の <u>85%</u> を算定 |

#### [見直し後]

##### 開所時間減算

※運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が6時間未満の場合

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 開所時間4時間未満      | 所定単位数の <u>50%</u> を算定 |
| (2) 開所時間4時間以上6時間未満 | 所定単位数の <u>70%</u> を算定 |

##### 短時間利用減算【新設】 所定単位数の 70%を算定

※利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合

※送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

## ③リハビリテーション加算の見直し【要届出】

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

### 《リハビリテーション加算の拡充》

#### [現 行]

リハビリテーション加算	20 単位/日
-------------	---------

#### [見直し後]

<u>イ リハビリテーション加算（Ⅰ）</u>	<u>48 単位/日</u>
<u>ロ リハビリテーション加算（Ⅱ）</u>	<u>20 単位/日</u>

### 《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表



#### ④一般就労移行後の定着実績の評価【要届出】

- 生活介護の利用を経て一般就労した障がい者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

#### 《就労移行支援体制加算【新設】》

イ	利用定員が20人以下	42単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が81人以上	6単位/日

#### 《届出書類》

- ① 変更届出書（様式第7号）
- ② 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③ 介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④ 就労定着支援体制加算（様式 別添22）
- ⑤ 利用者ごとの就労定着がわかる証明書等の写し

### 5. 施設入所支援

#### ①夜勤職員配置の評価の見直し

- 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

#### 夜勤職員配置体制加算の見直し

##### [現 行]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>49単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>41単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>36単位/日</u>

##### [見直し後]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>60単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>48単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>39単位/日</u>

## ②重度障がい者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長

- 平成27年3月31日において従来の重度障がい者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障がい支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。

## ③社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わない。

## 6. 共同生活援助

### ①本体報酬の見直し

- 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障がい者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1：P.83）参照

## ②重度の障害者への支援を可能とする新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障がい者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たなタイプとして、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障がい者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

### ※事業所指定申請等

事業所指定申請及び加算の届出については、平成30年4月27日までに申請が行われた場合は、平成30年4月1日に遡り指定を行う。指定申請及び加算届出様式等については、報酬告示及び関係通知発出後、市ホームページに掲示する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1：P.85）参照

- 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。

《夜勤職員加配加算【新設】》

149 単位/日

- ・日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- ・従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

### ③看護職員の配置の評価【要届出】

- ・共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算（Ⅳ）のみ認める。

《看護職員配置加算【新設】》

70 単位/日

#### 《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④看護職員配置加算に係る届出書（別添19）
- ⑤看護師等の資格を証する書類の写し
- ⑥管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別添29）

### ④精神科病院に1年以上入院していた精神障がい者への支援の評価【要届出】

- ・精神科病院等に1年以上入院していた精神障がい者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》

300 単位/日（1年以内）

#### 《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④精神障害者地域移行特別加算届出書（仮称）【新様式】
- ⑤社会福祉士等の資格を証する書類の写し

## ⑤障がい児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障がい者への支援の評価【要届出】

- ・障がい児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障がい者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障がい支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

### 《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》

300 単位/日（1年以内）

#### 《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④強度行動障害者地域移行特別加算届出書（仮称）【新様式】
- ⑤強度行動障害支援者養成研修を修了したことを証する書類の写し

## ⑥自立生活支援加算の見直し

- ・退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。また、同様の内容である地域移行加算（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、）についても、回数を拡充する。

### 《自立生活支援加算・地域移行加算の見直し》

[現 行]	入居(入所)中1回、退居(退所)後1回	1回	500単位
[見直し後]	入居(入所)中2回、退居(退所)後1回	1回	500単位

## ⑦個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- ・平成30年3月31日までとされている重度の障がい者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33（2021）年3月31日まで延長する。また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

## 7. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### ①対象者の見直し

- ・障がい福祉サービス等は3障がい共通が原則であるが、自立訓練は障がい種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障がい者、生活訓練：知的障がい者・精神障がい者）を改正し、両訓練ともに障がいの区別なく利用可能とするとともに、視覚障がい者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

#### 《生活訓練サービス費の見直し》

##### [現 行]

##### 生活訓練サービス費（Ⅱ）

- |              |          |
|--------------|----------|
| （1）所要時間1時間未満 | 245 単位/日 |
| （2）所要時間1時間以上 | 564 単位/日 |

##### [見直し後]

##### 生活訓練サービス費（Ⅱ）

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| （1）所要時間1時間未満 | <u>248 単位/日</u> |
| （2）所要時間1時間以上 | <u>570 単位/日</u> |

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練

732 単位/日

※ 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

②リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）【要届出】

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

リハビリテーション加算の拡充

【現 行】

リハビリテーション加算 20 単位/日

【見直し後】

イ リハビリテーション加算（Ⅰ） 48 単位/日

ロ リハビリテーション加算（Ⅱ） 20 単位/日

《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④リハビリテーション加算に関する届出書（別添28）

③利用者の障害特性等に応じた訓練の評価（生活訓練）【要届出】

- ・ 利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算を創設する。

《個別計画訓練支援加算【新設】》

19 単位/日

《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④個別計画訓練支援加算届出書（仮称）【新様式】

#### ④中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価（機能訓練・生活訓練）

- ・中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》

+15/100

#### ⑤一般就労移行後の定着実績の評価（機能訓練・生活訓練）【要届出】

- ・自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

#### 就労移行支援体制加算【新設】

（機能訓練の場合）

イ	利用定員が20人以下	57単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	25単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	14単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	10単位/日
ホ	利用定員が81人以上	7単位/日

（生活訓練の場合）

イ	利用定員が20人以下	54単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	24単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	13単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	9単位/日
ホ	利用定員が81人以上	7単位/日

#### 《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④就労移行支援体制加算（様式 別添 25）
- ⑥利用者ごとの就労定着がわかる証明書等の写し

## 8. 就労系サービスにおける共通的事項（就労移行支援及び就労継続支援）

### ①施設外就労に係る加算の要件緩和

- 企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件としているが、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行をより促進するため、達成度の評価等を施設外就労先で行うことを可能とする。また、施設外就労の総数について、利用定員の100分の70以下とする要件を廃止する。

#### 《就労準備支援体制加算（Ⅱ）及び施設外就労加算の見直し》

##### [現 行]

1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

##### [見直し後]

企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ1日につき所定単位数を加算する。

### ②在宅利用時の生活支援サービスの評価

- 就労移行支援又は就労継続支援において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して、一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっているが、同一時間帯において生活支援に関する訪問系サービスを利用できないため、在宅利用が促進されない可能性があることから、在宅利用を促進するための加算を創設する。

#### 《在宅時生活支援サービス加算【新設】》

300 単位/日

在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。



### ③離島等における在宅利用時の要件の緩和

- ・在宅利用者については、月に1日は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことを要件として基本報酬が算定されるが、離島等においては、利用者が事業所に通所することが困難であるため、要件を緩和する。

#### 《離島等における在宅利用時の要件の緩和》

##### [現 行]

在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。

事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

##### [見直し後]

離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

### ④利益供与等の禁止の強化

- ・就労系サービスについては、利用者確保のため、「利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与している事業所」、「企業に就職すると利用者に祝い金を出す事業所」、「就労継続支援A型事業所に雇用され6月以上働く場合に祝い金を出す事業所」、「就職斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている事業所」があると指摘されている。障がい福祉サービスは、障がい者が自立した生活を営めるよう、その大部分が公費負担によって行われているものであるため、どの事業者を選ぶかは、あくまでも各事業者のサービス内容や質に基づき、障がい者が自発的に判断すべきである。こうした意思決定を歪めるような誘因手法は望ましくないことから、金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を禁止することを指定基準の解釈通知に規定する。

## 9. 就労移行支援

### ①一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の評価

- 利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価し、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。  
また、定着実績に応じた基本報酬を設定することから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算については廃止する。
- なお、事業所開設後2年間を経過していない事業所については、現行と同様の基本報酬(別紙1の就労移行支援サービス費のそれぞれ(三)の単位数)を算定する。
- また、就労定着支援体制加算については、就労定着支援が新たに創設されることに伴い廃止する。ただし、平成30年4月から就労定着支援を利用する障がい者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスである就労定着支援の説明等や新たな支給決定事務も生じるため、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能とする。
- この場合の単位数は、就労移行支援の基本報酬について就職後6月以上の就労定着者の割合に応じた設定とすること及び速やかな就労定着支援サービスへの移行を促進する観点から、現行の単位数の2分の1にする。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1:P.90) 参照

### ②作業療法士を配置した場合の評価

- 作業療法士を配置している就労移行支援事業所においては、作業療法士を配置していない事業所と比べて、一般就労への移行実績や職場定着の実績が高いことから、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

## 《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

### 〔現 行〕

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。

### 〔見直し後〕

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。
  - 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日  
※職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。
- 〔注〕 公認心理師の資格を有する場合の更なる評価については、4（2）福祉専門職員配置等加算の要件の見直しを参照。

## ③通勤訓練を実施した場合の評価【要届出】

- ・就労移行支援は通勤も含めた訓練を行うが、外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障がい者に対し、白杖による歩行訓練を実施することを評価する加算を創設する。

## 通勤訓練加算【新設】

800 単位/日

外部から専門職員を招いて、利用者に対し白杖による通勤訓練を実施した場合に加算する。

### 《届出書類》

- ①変更届出書（様式第7号）
- ②介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ③介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表
- ④通勤訓練加算届出書（仮称）【新様式】

## ④就労支援関係研修修了加算の評価の見直し

- ・就労支援関係研修修了加算については、半数程度の就労移行支援事業所で算定されている実績があること及び有資格者の配置に係る福祉専門職員配置等加算とのバランスを踏まえて、単位数を見直す。

## 就労支援関係研修修了加算の見直し

### [現 行]

研修修了者を就労支援員として配置している場合

11 単位/日

### [見直し後]

研修修了者を就労支援員として配置している場合

6 単位/日

## ⑤ サービス利用に係る年齢制限の緩和

- ・ 就労移行支援は就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対してサービスを提供するものであるが、利用開始時 65 歳未満の障がい者は、引き続き利用することを可能とする。

## 10. 就労継続支援A型

### ① 平均労働時間に応じた基本報酬の評価

- ・ 就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障がい福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬とする。また、平均労働時間に応じた基本報酬を設定することから、短時間利用減算については、廃止する。

※1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合について、平均労働時間の算出から除外する。

- ・ なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数）を算定する。

※基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

### ② 賃金向上のための取組の評価

- ・ 賃金向上のためには、生産活動収入の向上に資する販路の拡大、付加価値のある商品の開発等に加え、利用者の労働時間を増加させつつ相応の生産活動を行うことが求められる。このため、賃金向上計画等を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入した上で、賃金向上のための指導員を常勤換算方法で1以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

## 賃金向上達成指導員配置加算【新設】

イ 利用定員が20人以下	70単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	43単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	26単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	19単位/日
ホ 利用定員が81人以上	15単位/日

※生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

## ③就労移行支援体制加算の評価の見直し

- ・就労継続支援A型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

### 《就労移行支援体制加算の見直し》

【現 行】 26単位/日

※就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

### 【見直し後】

#### （1）就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42単位/日
ロ 利用定員が41人以上60人以下	18単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ 利用定員が81人以上	6単位/日

#### （2）就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	17単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ 利用定員が81人以上	5単位/日

※就労継続支援A型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する（前年度実績に応じて1年間加算する。）。

#### ④サービス利用に係る年齢制限の緩和

- ・就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障がい者に対してサービスを提供するものであるが、利用開始時65歳未満の障がい者は、引き続き利用することを可能とする。

### 1.1. 就労継続支援B型

#### ①平均工賃額に応じた基本報酬の評価

- ・就労継続支援B型は、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障がい者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。また、平均工賃額に応じた基本報酬を設定することから、目標工賃達成加算については、廃止する。
  - ※1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。
- ・なお、実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙1の就労継続支援B型サービス費のそれぞれ(六)の単位数）を算定する。
  - ※基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1：P.97）参照

## ②就労移行支援体制加算の評価の見直し

- ・就労継続支援B型の利用を継続することによって、利用者の知識や能力が向上し、一般就労へ移行する者もいることから、より一般就労への移行と定着を推進するため、就労移行支援体制加算の評価を見直す。

### 《就労移行支援体制加算の見直し》

**【現 行】** 13 単位/日

※就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が、利用定員の5%を超えている場合に加算する。

### **【見直し後】**

#### (1) 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	42 単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	18 単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	10 単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	7 単位/日
ホ 利用定員が81人以上	6 単位/日

#### (2) 就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定している事業所の場合

イ 利用定員が20人以下	39 単位/日
ロ 利用定員が41人以上60人以下	17 単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	9 単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以上	7 単位/日
ホ 利用定員が81人以上	5 単位/日

※就労継続支援B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定員規模に応じた所定単位数に6月以上就労継続している者の数を乗じて得た単位数を加算する